

publicity magazine
by Chiba Federation of Small Business Associations

Chushokigyo-Chiba

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

中小企業ちば

銚子電鉄：銚子駅（銚子市）

photo by T.Fumatogawa

Contents 【主な内容】

- トピックス **3** 専門委員会開催
- 特集 **4** 65歳継続雇用のために
- 施策 **6** 中小企業庁の平成18年度支援計画まとまる
- 組合Q&A **8** 会社法の施行に伴い議事録の作成方法が変わりました
- 視点 **10** 観光資源として稼ぐNASAジョンソン宇宙センター
- ご案内 **12** 中央会の共済制度
- 連携リーダー **13** 千葉県商店街振興組合連合会
- 景況 **14** 情報連絡員報告（5月）
- お知らせ **15** 経営診断サービス始まる

2006

7

100yen



千葉県中小企業団体中央会

URL: <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

専門委員会開催

国への要望事項等とりまとめる

第58回中小企業団体全国大会への要望事項

I [総合]

- 我が国の景気は回復基調にあるが、地域経済の基盤である中小企業が元気を回復できるよう、大胆な景気対策を推進すること。
- 平成19年度の予算編成に当たっては、中小企業対策予算を大幅に増額するとともに、多くの中小企業が活用しやすいようにその運用を緩和すること。
- 中小企業への官公需発注を大幅に増大させるため、各発注機関に対する官公需施策の周知徹底を図るとともに、官公需適格組合の優先活用を図ること。

II [組織]

- 中小企業連携組織対策を中小企業対策の重要な柱と位置付け強力で推進するとともに、中小企業団体中央会の指導体制を整備・強化すること。
- 中小企業組合が経済社会的環境の変化に積極的に対応できるよう中小企業組合制度の整備を図ること。

III [金融]

- 企業組合・協業組合を設備資金貸付制度及び設備貸与制度の融資対象とすること。
- 中小企業倒産防止共済制度について、共済金貸付限度額の引上げ等、制度の拡充を図ること。

IV [労働]

- 介護保険の第2号被保険者の安易な対象拡大は行なわないこと。
- パートタイム（短時間）労働者への厚生年金の適用拡大は行なわないこと。
- パートタイム（短時間）労働者に対する税制上の配慮をすること。

V [税制]

- 中小企業の事業承継の円滑化を図るため、次の措置を講じること。
 - 事業用資産の生前相続特例制度（贈与税の相続時までの納税の繰り延べ）を創設すること。
 - 中小会社の取引相場のない株式等に係る評価方法の更なる改善を図ること。
 - 事業用小規模宅地の相続に係る課税特例措置の減額率を80%から100%に引き上げること。
- 中小法人の軽減税率の適用限度額を1,500万円（現行800万円）に引き上げること。
- 企業組合及び協業組合について、事業協同組合と同様の法人税率の適用を認めること。

VI [環境]

- 循環型社会の構築に向け、中小企業が取り組む環境関連の支援策を拡充強化すること。
- 国は、地方公共団体等による産業廃棄物の最終処分場の確保、新たな処理施設の確保・設置等を強力で推進すること。

VII [商業・流通]

- 商店街が地域と連携して行なうコミュニティ事業への支援や、魅力ある個店作りのための人的支援策について、一層の強化を図ること。
- 駐車違反取締りの民間委託に当たっては、物流の中心的役割を担う運輸業や近隣商店街等への影響を十分配慮して実施すること。
- 大規模小売業等が行う不当販売、不当表示あるいは優越的地位の濫用による不公正な取引については、厳正、迅速に対処するとともに、課徴金の対象とするなど、制裁規定の強化を図ること。

本会は6月23日、千葉市内において専門委員会（委員長＝柴崎三郎）を開催した。

これは会長の諮問機関として中小企業に対する適切な振興対策を確立し、本会運営の円滑化を図る

ために設置されているもので、議題は①国への要望事項として、この秋に東京で開催される「第

58回中小企業団体全国大会への要望事項」、②千葉県への要望事項等を審議した。



委員会では、はじめに昨年度の要望事項について事務局よりの経過説明が行なわれ、引き続き本年度の要望事項について委員から提出された案件を基に、事務局の素案とともに審議された。

要望事項は中小企業振興対策の一層の充実強化を求めるもので、総合、組織、金融、労働、税制、環境、商業・流通と多岐にわたった。

当日の審議結果はさらに事務局で整理・検討され、上記のように取りまとめられた。

65歳継続雇用のために

定年制がある事業主の皆様へ

◎改正高年齢者雇用安定法により、平成18年4月1日から、事業主は、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定め廃止により、年金支給開始年齢（男性の年金支給開始年齢に合わせ男女同一年齢）までの安定した雇用の確保が義務づけられております。

◎継続雇用制度については、原則として希望者全員を対象とする制度の導入が求められますが、労使協定で継続雇用制度の対象者に係る基準を策定することにより、継続雇用する対象者を限定することができることとされています。

◎以下の継続雇用制度の対象者に係る参考事例は厚生労働省が指針として示しているものではありませんので、基準を策定する場合には、この事例を参考にしつつ、労使で十分に協議の上、各企業・組合の実情に応じた基準を策定して下さい。

■改正高年齢者雇用安定法

(1)高年齢者雇用確保措置

改正高年齢者雇用安定法では、平成18年4月1日から、65歳未満の定年の定めをしている事業主は、高年齢者の65歳（*1）までの安定した雇用を確保するため、次の①から③のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。

- ① 定年の引き上げ
- ② 継続雇用制度（*2）
- ③ 定年の定め廃止

なお、②の継続雇用制度については、原則は希望者全員を対象とする制度の導入が求められますが、各企業の実情に応じ労使の工夫による柔軟な対応が

とれるよう、事業主が、労使協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者の基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、②の措置を講じたものとみなされます。

*1 この年齢は、男性の年金（定額部分）の支給開始年齢の引き上げスケジュールにあわせ、男女同一に平成25年4月1日までに段階的に引き上げされます。

平成18年 4月1日～19年3月31日 62歳

平成19年 4月1日～22年3月31日 63歳

平成22年 4月1日～25年3月31日 64歳

平成25年 4月1日～ 65歳

*2 継続雇用制度は、「現に雇用している高年齢者が希望しているときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度」をいいます。

(2)継続雇用制度の対象に係る基準の経過措置

事業主が労使協定のために努力したにもかかわらず協議が調わないときは、大企業の事業主は平成21年3月31日まで、中小企業の事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下である事業主をいう。）は平成23年3月31日までの間は、特例として、就業規則等により継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入できることとしています。

(3)適切ではないと考えられる例

労使で十分に協議の上、定められたものであっても、事業主が恣意的に特定の対象者の継続雇用を排除しようとするなど高年齢者雇用安定法の改正の趣旨や他の労働関係法規に反する又は公序良俗に反するものは認められません。

〈適切でないと考えられる例〉

○「会社が必要と認めた者に限る」

（基準がないことと等しく、これのみでは改正高年齢者雇用安定法の趣旨に反するおそれがあります。）

- 「上司の推薦がある者に限る」
(基準がないことと等しく、これのみでは改正高年齢者雇用安定法の趣旨に反するおそれがあります。)
- 「男性(女性)に限る」
(男女差別に該当するおそれがあります。)
- 「年金(定額部分)の支給を受けていない者に限る」
(男女差別に該当するおそれがあります。)
- 「組合活動に従事していない者」
(不当労働行為に該当するおそれがあります。)

(4)望ましい基準

継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準については、以下の2つの観点に留意して策定されたものが望ましいと考えられます。

観点①

意欲、能力等を具体的に測るものであること(具体性)
労働者自ら基準に適合するか否かを一定程度予見することができ、到達していない労働者に対して能力開発等を促すことができるような具体性を有するものであること。

観点②

必要とされる能力等が客観的に示されており、該当可能性を予見することができるものであること。(客観性)
企業や上司等の主観的選択ではなく、基準に該当するか否かを労働者が客観的に予見可能で、該当の有無について紛争を招くことのないよう配慮されたものであること。

■各企業における基準の例

(1)基準設定に当たっての考え方と内容

各企業における基準設定に当たっての考え方と内容

- | | |
|-----------|--------|
| ①働く意思・意欲 | ②勤務態度 |
| ③健康 | ④能力・経験 |
| ⑤技能伝達等その他 | |

(2)基準の具体的な例

以下に示す事例は厚生労働省が指針として示しているものではありません。このため、基準を策定する場合には、以下の事例も参考にしつつ、労使で十分に協議の上、各企業の実情に応じた基準の策定をしていた

だく必要があります。

①「働く意思・意欲」に関する基準の例

- 引き続き勤務することを希望している者
- 定年退職後も会社で勤務に精勤する意欲がある者
- 本人が再雇用を希望する意思を有する者

②「勤務態度」に関する基準の例

- 過去〇年間の出席率〇%以上の者
- 懲戒処分該当者でないこと
- 人事考課において、著しく評価が低いこと

③「健康」に関する基準の例

- 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がないこと
- 体力的に勤務継続可能である者
- 勤務に支障がない健康状態にある者

④「能力・経験」に関する基準の例

- 過去〇年間の平均考課が〇以上であること
- 人事考課の平均が〇以上であること
- 企業に設置義務のある資格又は製造技術、法知識等の専門知識を有していること

⑤「技能伝承等その他」に関する基準の例

- 定年退職後直ちに業務に従事できる者
- 自宅若しくは自己の用意する住居より通勤可能な者
- 勤続〇年以上の者



千葉県中小企業団体中央会

連携支援部 65歳継続雇用推進員

TEL. 043-242-3277

中小企業庁の平成18年度支援計画まとまる

■ 基本方針

平成18年度においては、我が国の経済・雇用の面で重要な役割を担う中小企業を活性化し、景気回復・雇用拡大を確固たるものにするため、以下の4本の柱を中心とした施策を展開する。

- (1) 基盤技術を担う中小企業への支援
- (2) 中小企業の人材確保・育成支援
- (3) 中小企業の新事業展開及び再生に対する支援
- (4) 中小商業振興支援

また、これらの中小企業支援が効果的に実施されるよう、国、都道府県及び中小機構が協力し、3類型の支援センター（中小企業・ベンチャー総合支援センター、都道府県等中小企業支援センター、地域中小企業支援センター）からなる中小企業支援体制の連携強化を進め、中小企業の直面する様々な経営課題に対するワンストップサービスの提供の充実に努める。

■ 国の事業

1. 事業の実施体制

国においては、中小企業の経営資源の確保を支援し、中小企業の振興を図るため、都道府県等及び中小機構等の中小企業支援機関との密接な連携と協力の下、総合的な中小企業支援施策を実施する。

2. 事業の概要

(1) 基盤技術を担う中小企業への支援

① 戦略的基盤技術高度化支援事業	6,401,441千円 (新規)
② 川上・川下ネットワーク構築支援事業	200,000千円 (新規)
③ 高専等活用中小企業人材育成支援	399,945千円 (新規)
④ 中小企業への計量標準基盤強化事業	550,000千円 (新規)
⑤ 中小企業基盤技術継承支援事業	488,231千円 (新規)
⑥ 中小企業知的財産啓発普及事業	100,006千円 (新規)

(2) 中小企業の人材確保・育成支援

① 若者と中小企業とのネットワーク構築事業	1,899,875千円 (新規)
② 企業等OB人材活用推進事業	518,776千円
③ 中小企業少子化対応経営普及事業	89,567千円 (新規)
④ 創業人材育成事業	1,614,545千円

(3) 中小企業の新事業展開及び再生に対する支援

① 新連携対策関連事業	4,112,999千円
② シニアアドバイザー事業	1,800,036千円
③ JAPANブランド育成支援事業	1,010,078千円
④ 小規模事業者新事業全国展開支援事業	2,513,579千円 (新規)
⑤ 中小企業再生支援協議会事業	3,050,118千円

(4) 中小商業振興支援

① 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業	2,455,000千円
② 少子高齢化等対応中小商業活性化事業	2,889,790千円 (新規)
③ 中小商業ビジネスモデル連携支援事業	188,152千円

④全国商店街振興組合連合会指導事業	50,398千円
(5)その他	
①商工会等指導事業	571,204千円
②中小企業連携組織対策推進事業	1,172,494千円
③下請中小企業振興事業	215,025千円

■ 都道府県等の事業

1. 事業の実施体制

都道府県等においては、地域経済活性化のため、国と適切な役割分担の下、地域経済及び各地の実情に応じた中小企業支援事業の実施に努めるものとする。

三位一体改革に伴い廃止となった補助事業については、各地の実情を踏まえつつ、引き続き着実に実施することとする。具体的には、都道府県等中小企業支援センターや地域中小企業支援センターを活用した中小企業へのアドバイス事業を実施するとともに、中小機構や商工会・商工会議所、都道府県等中小企業団体中央会、都道府県商店街振興組合連合会等の中小企業支援機関との連携により情報提供におけるワンストップサービスの提供に努める。

2. 事業の概要

(1)中小企業の経営資源確保のための総合的支援

- ①都道府県等中小企業支援センター事業
- ②地域中小企業支援センター事業
- ③小規模事業者支援事業
- ④中小企業連携組織対策事業
- ⑤小規模企業者等設備資金貸付・設備貸与事業
- ⑥創業・経営革新支援施設提供事業
- ⑦支援人材能力開発事業
- ⑧経営安定特別相談事業

(2)中小企業の人材確保・育成事業

- ①労働力確保事業

(3)中小企業の新事業展開支援

- ①経営革新支援事業
- ②地域産業集積活性化事業

(4)中小商業振興支援

- ①商店街振興組合指導事業

(5)都道府県等の創意工夫により独自に実施する事業

その他、地域の実情に応じ、必要な中小企業支援事業を実施する。

問合せ先

中小企業庁	TEL. 03-3501-1511
千葉県商工労働部経営支援課	TEL. 043-223-2786
中小企業基盤整備機構	TEL. 03-3433-8811
千葉県産業振興センター	TEL. 043-244-2110
千葉県商工会連合会	TEL. 043-242-3361
千葉県商工会議所連合会	TEL. 043-222-7110
千葉県中小企業団体中央会	TEL. 043-242-3277

組合 Q & A

会社法の施行に伴い議事録の作成方法が変わりました

中小企業等協同組合法（以下「組合法」という。）施行規則及び中小企業団体の組織に関する法律（以下「団体法」という。）施行規則の改正に伴い総会議事録及び理事会議事録の作成方法が変更になりましたのでご注意ください。

平成18年5月1日に施行された「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、「組合法」及び「団体法」が改正されましたが、この改正法では、総会議事録及び理事会議事録について主務省令（施行規則）に定めるところにより作成しなければならぬとされ、施行規則が改正・施行されました。なお、組合法の改正はこの後も予定されており、その施行は平成19年4月1日が予定されております。

以下はこれに基づく議事録作成方法の概要。

■総会議事録

今回の改正施行規則によって、総会議事録については、①総会が

開催された日時及び場所②議事の経過の要領及びその結果③出席した理事又は監事の氏名④議長の名⑤議事録作成に係る職務を行なった理事の氏名、を記載することとされた。また、総会議事録については改正法により、署名（又は記名押印）は不要となった。

なお、従来の記載事項（改正前組合法、団体法が準用していた旧商法第244条第1項及び第2項、及び定款規定）に基づき既に作成された議事録については、③出席した理事又は監事の氏名中の「監事の氏名」以外は改正規則に定める事項が記載されているものと考えられる。

したがって、総会議事録にあっては、記載事項である「③出席した理事又は監事の氏名」に対応し、監事が出席していた場合には従来の議事録に監事の氏名を追加することが必要であると考えられる。

また、改正施行規則に規定された記載事項は、最低限の記載事項であり、これまで記載していた

「招集年月日」「組合員数及びその出席者数」「議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）」が記載されていても議事録の有効性に何ら影響を及ぼさないことから、適宜記載して差し支えないものと考えられる。

【解説】

改正後の組合法では、第53条の3に、従来、旧第54条が準用していた旧商法第244条第2項「議事録ニハ議事ノ経過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出席シタル理事之ニ署名スルコトヲ要ス」と同様の条文が置かれなかったことから、総会の議事録に要求されていた「議長及び出席理事の署名（記名押印）」は不要となりました。

また、総会の議事録は、主務省令の定めるところにより、①書面又は電磁的記録をもって作成すること②総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は組合員が総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

③議事の経過の要領及びその結果④出席した理事又は監事の氏名⑤議長の名⑥議事録作成に係る職務を行なった理事の氏名を記載することとされました。

このうち、②の括弧内については、総会開催場所に存しない理事、監事又は組合員がインターネット、テレビ、電話等により出席した場合には、その出席方法を記載することとなります。

改正後の団体法において、第5条の23第3項及び法第47条第2項において組合法53条の3が準用されているので、組合法と同様の扱いとなります。

■理事会議事録

今回の改正施行規則によって、理事会議事録については、原則として、①理事会が開催された日時及び場所②理事会の経過の要領及びその結果③決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名④理事会に出席した理事又は監事の氏名⑤議長の名、を記載することとされた。

なお、従来の記載事項（改正前組合法、団体法が準用していた旧

商法第260条ノ4第1項及び第2項及び定款規定)に基づき既に作成された理事会議事録については、「②決議を要する事項については、②決議を要する事項が特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名」以外は改正規則に定める事項が記載されているものと考えられる。

したがって、「②決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名」に該当する場合は、その旨を追加記載することが必要であると考えられる。

また、改正施行規則に規定された記載事項は、最低限の記載事項であり、これまで記載していた「招集年月日」「理事数及びその出席者数」「議案別の議決の結果(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)」が記載されていても議事録の有効性に何ら影響を及ぼさないことから、適宜記載して差し支えないものと考えられる。

なお、理事会議事録については、署名と記名押印を任意に選択することができるとなったが、登記に関しては改正組合法第103

条(改正団体法においては第5条の23第5項、第54条において改正組合法第103条を準用)において、商業登記法第148条が準用され、同条により商業登記規則が適用されており、従来どおり、代表理事の登記等にあつては商業登記規則に基づき記名押印が求められる場合があるので、留意することが必要である。

【解説】

旧組合法は、第42条で商法第260条ノ4を準用していましたが、改正後の第36条の7では、会社法第369条(取締役会の決議)第3項、第4項、第371条(議事録等)の規定に合わせて書き下され、正条文化されました。

第1項では、「議事録が書面で作成されているときは、出席理事がこれに署名し、又は記名押印しなければならぬ。」とし、「署名」のみで差し支えないことが明示されましたが、従来どおり「記名押印」でも差し支えありません。

第2項では、議事録が電磁的記録をもって作成されている場合においては、「主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をと

らなければならない。」とされ、同措置は「電子署名」とされました。

また、第36条の6第6項は、「会社法第366条(召集権者)及び第368条(召集手続)の規定(信用協同組合及び第9条の9第1項第1号の事業を行なう協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)

は、理事会の招集について準用する。」とされていますが、こちらは、特別の事由がある場合には、召集権者以外の理事の請求を受けた召集や召集権者以外の理事による召集によって開催される場合があり、そのような場合についてはその旨を明らかにすべきこととされているものです。

さらに、会社法第370条を準用する第36条の6第4項により、理事会の決議の目的である事項を事前に提案をし、当該案件につき、理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができるようになります。

したがって、現実に理事会を開催することなく、書面のみあるいは電磁的方法のみにより理事会決議を行なうことができるようになります。また、第5項により、理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないこととなりました。

これらを受けて、組合法施行規則では、召集権者以外の理事の請求を受けた召集や召集権者以外の理事による召集によって開催される場合があり、そのような場合についてはその旨を明らかにすべきこと、理事会決議があつたものとみなされた場合の議事録の記載の方法、理事会への報告が不要とされた場合の議事録の記載方法について定めています。

改正後の団体法において、第5条の23第3項及び法第47条第2項において組合法第53条の3が準用されているので、組合法と同様の扱いとなります。

■詳細については

本会の指導相談室(TEL 043・242・3277) 又は銚子支所(TEL 0479・24・1570) 若しくは松戸支所(TEL 047・368・3992)

「インサルト」の目

観光資源として稼ぐ産業遺跡化したNASAジョンソン宇宙センター

注目されだした産業遺跡の観光資源としての活用策

近年、産業遺跡が観光資源として注目を浴びている。学会もでき、新たな活用方法など、いろいろな角度から研究が盛んとなっている。

大佐渡スカイライン沿いの佐渡金山では史跡宗太夫坑が公開されている。宗太夫坑は佐渡金山中、最も良質の鉱脈であったもので、内部では電気仕掛けの人形を使って鉱石採掘の様子を再現している。関連施設として金山展示場とか相川郷土博物館をつくり観光資源として活用されている。

足尾鉱山や石炭の夕張坑もほぼ同じような観光資源化の道をすすんでいるが、いずれもピーター客の確保には苦戦を強いられていくようである。

千葉県野田市を分断する運河は、かつて利根川沿いの物産を陸路で運んでいたのであるが、江戸川を通り直接東京へ物資を運搬するために外国人の設計で開削され

たショートカットルートである。現在でも原型を留めているが、親水公園として近隣市民の憩いの場いわば都市公園になっている例もある。



NASAジョンソン宇宙センターの見事な変身

①テーマパークの併設とツアー（見学コース）の設定

アメリカ南部に位置するテキサス州ヒューストンの宇宙センターの隣接地にフリーウェイを挟んでスペースセンター・ヒューストンがある。スペースセンター・ヒューストンはミュージアムショップや宇宙センター関連の各種アトラクションや体験コーナーがあり、一種のテーマパークと呼べるものである。

スペースセンター・ヒューストンからNASAの研究所やロケットが展示されている宇宙センター

へは、トラムのツアーが用意されている。トラムに乗り込むとフリーウェイを潜り抜けてNASAの敷地に入り、模型と思われるシャトルの周囲で作業している場所を見ることが出来る。

大変な混みようで、大人が数人の子供を引率していると思われるグループや、一家三代で来た家族連れなど、ミュージアムショップやアトラクションコーナーで賑やかであった。ツアーの待ち時間も平均2時間位だという。

夏休みのシーズンには1万人もの来場者があり、入場料はツアーも入ると50ドルなので大きな収入源となっているし、ミュージアムショップでのお土産品売場では東京デイズニールランドの売店で見られるようなお土産品をかかえた子供達で溢れている。

数年前に宇宙センターを訪れた時には、バスがゲート前に着くと徒歩で構内に入り、野原のようなところを突き進むと突如ロケットが現れ、観光客は数グループしか

いなかったものである。この変わりようはどこに要因があるのかと感心させられるばかりであった。

②いつどのような仕掛けがあったか

一般に、産業が興ると産業施設が建設される。次いでその産業の衰退がすすんだり、産業の機能が縮小すると産業遺跡がすすむ。更に、その産業が消滅するとかつての産業施設は産業遺跡として残る。

数年前の宇宙センターは、ロケット発射基地はすでにフロリダに移され産業遺跡化がすすんでいた。今回の宇宙センターでは、産業遺産とならず観光施設へと生まれかわっている要因をみつけることができた。

それは次のようなものと思われる。

- a. ミュージアムショップのあるスペースセンター・

ヒューストンに入場するのに持ち物検査があり、ちよつと緊張させられた。

b. NASAの敷地へ入るツアーのトラム乗場には、ピストルを携行した係官立合いの金属検査があり、改めてツアーパスポートが手渡された。

c. ロケット周辺はフェンスがめぐらされ、展示場へはパスポートを提示してガードマンの前を通って入場する仕組みとなっていた。

等々、かなり物々しさを感ぜずにいられない。つまり、現役の機密施設に近づくのだと思わせる仕掛けを感じることができた。これによりNASAの産業遺跡化の進行をストップさせることが実現できたように思われる。更に、観光施設に生まれ変わり、全米からの観光客を集めることが可能となったのであろう。

更に、将来には隣接地域にテーマパーク型のSCや観光客向けのアウトレットセンターが進出することも予想されるし、フロリダのデイズニールランドに対抗して日本で成功を収めているデイズニー

シーの導入もあり得ると思われる。もう一つ注目すべきことはターゲットをきちんと決めていることだ。これはマーケティングの基本でもある。

NASAの宇宙センターのターゲットは退役軍人とそのお孫さん達で5〜6人のグループとなる。しかも、お孫さん達の年齢幅を考えると数回は宇宙センターを訪れるに違いない。将来、隣接地に門前町ができてでも不思議はないと思われるのである。



産業遺跡化をどう止めるかが課題

国内でも産業遺跡化の問題は数多くあると思われる。アメリカの手法から学べることは産業遺跡となってしまうのは手遅れで、産業遺跡化の段階で手を打つことであろう。

産業遺跡となってしまうと多くの場合、遺跡として保存しようとする動きが多くなってくる。また、あり、産業施設として再生するのは難しくなるであろう。すでに産業遺跡となってしまう場合には、時計の針を逆進させ、まだ産

業遺跡化の状態にあるかのごとく演出する方法を探し出すことである。NASAセンターでは数年前の訪問からは想像もつかなかった、入場時の持ち物検査、NASA敷地に入るにはピストル携行の係官立合いの金属検査、パスポートの携帯、ロケット展示場へはパスポートの提示を求められる。あたかも、軍事機密施設へ入場するかのごとく、緊張感を覚えざるにいられない演出をしている。

NASAの場合は軍事施設であるが、産業遺跡化はかなり進んでおり、しかし産業遺跡となってしまう前に初期の産業遺跡化の始まりの状況を演出しているのは見事である。

埼玉県深谷市に、かつて隆盛を誇ったレンガ工場がある。迎賓館の建物もここから生まれたレンガが使われているそうで、多分、東京駅や新橋あたりの高架橋にもここから積み出されたレンガが多いはずだ。

現在ではレンガの建材としての用途が少なくなつたことと、マレーシアなど海外から輸入される量が増え、実際に製造される量はごく少量となつてしまったようである。生産は続いているのでまさ

に産業遺跡化へとすすんでいるとみられる。

一方で、観光資源化の努力もみられ、JR深谷駅舎をミニ東京駅風に改装、日本燥互資料館、レンガ積み出しのために敷設された軌道跡を緑の遊歩道として、また、レンガ積みの橋脚をもつ鉄橋も保存されている。敢えて付け加えると観光資源として利用してもらうことがNASAの教訓となるだろう。例えば、ガーデニングに興味をもつ人に、自分のイニシャル入りのレンガをつくってあげれば、ターゲットの一員となるだろう。

産業遺跡となっている石見銀山跡が世界文化遺産指定を目指していることも注目される。江戸時代には世界一の銀の採掘量を誇つたといえ、産業遺跡を遺跡化まで時を戻す工夫はかなり難しそうだけれど、興味のわくところである。

日本では、今後、工場や倉庫のほかにテーマパークや競馬場などの遊技施設、商業施設や学校などの遺跡化の始まる分野は多くある。これの再生手法の確立、産業資源化の手法をどう検討していくかが課題の一つとなるであろう。

(中小企業診断士 大橋唯男)

中央会の共済制度

千葉県中小企業団体中央会では、次のような共済事業を扱っております。

三井生命との提携共済

特定退職金共済

従業員の退職金支払いのための保全措置が講じられます。

個人年金

法人の役員、従業員のための個人年金共済です。

総合保障プラン

経営者、従業員のための個人年金共済です。

オーナーズプラン

経営者のための事業承継とリスクマネジメントのための共済です。

三井生命保険(株)千葉支社 TEL. 043-225-7389

三井住友海上火災との提携共済

団体傷害保険

従業員の業務上又は通勤途上災害のための共済（団体割引あり）。

団体自動車保険

業務用自動車、役員・従業員の自動車も5%割引の団体扱い。

三井住友海上火災保険(株)千葉中央支社 TEL. 043-225-2716

中央会の共済制度の詳細は
提携している保険会社又は本会業務推進部まで
TEL. 043-242-3277

千葉県商店街振興組合連合会

理事長 大野 隆 紹



【県振連の沿革】

商店街振興組合は、小売商業又はサービス業者等が商店街を中心に、街路灯、アーケードや文化教室などのコミュニティ施設を設置するなどの環境整備事業を主に行なう組合である。

千葉県商店街振興組合連合会は昭和58年7月に県下の有力な商店街振興組合11組合が、事業者の発言力の強化を目指して発足した。以来、順次参加者が増え現在は21組合にまで増え、県や国に対して、商店街の近代化対策やまちづくりの推進などを積極的に働きかけているほか、組合間の情報交換を活発に進めて来た。

【栄町通り商店街（振）の概要と大野氏の横顔】

栄町通り商店街は戦後の闇市から自然発生的にできた商店街で、昭和38年に旧国鉄千葉駅が移転し、来街者が大きく減少したのを機に、その活性化対策を講ずるために、昭和40年に法人化された。

大野隆紹（おおの・たかあき）氏は栄町通り商店街（振）の理事、副理事長、理事長を長年にわたって歴任し、現在は相談役。さらに、県振



栄町通り商店街

■千葉県商店街振興組合連合会

所在地	千葉市中央区千葉港4-2 千葉県中小企業団体中央会内
代表者	大野 隆紹
会員数	21組合（出資金210万円）

■栄町通り商店街振興組合

所在地	千葉市中央区栄町40-14 クロフネ内
代表者	小出 衛
会員数	58名（出資金80万円）

連の理事長や中央会の理事としても活躍し、国内初となる商店街厚生年金基金の設立にも参画し、その理事長を務めている。このような功績により、平成15年には組合功労者として経済産業大臣表彰を受賞した。

大野さんは昭和17年千葉市生れ。大学を卒業するとすぐ、お父さんが経営していた呉服と寝具を取り扱う（株）千葉大丸へ就職。大野さんが27歳の時にお父さんを亡くされ、3代目の社長に就任した。現在は貸しビルやマンションなどの不動産管理会社も経営している。

大野さんのモットーと今後の夢をお伺いしたところ、「チャレンジ精神を忘れないで仕事に対して常に努力していくこと。そして、かつては関東有数の繁華街であった栄町地区

の再活性化」だそうだ。

折しも、「栄町まちづくり社会実験推進協議会」が発足。来年度からまちづくりの活性化に直結する企画を公募し、いいアイデアを採用して社会実験を行なうそうで、この試みの成果が期待されている。

ご家族は二人の息子さんは既に独立（長男は後継者）。奥様と二人で千葉市に在住。



ハミングロードバルサ



再開発計画を熟っぽく語る大野相談役

情報連絡員報告を中心とした 県内の中小企業動向 &トピックス・5月

■味噌製造 **【県下全域】**

原油高騰による製造コストの上昇で売上が増加しても収益は悪化している。

■製材 **【県下全域】**

素材、製材品とも商いは低調傾向にある。原因としては5月の長雨。伐採に適切な時期を一応過ぎたこと。株価が低迷傾向にあることなどが考えられる。

■印刷 **【千葉】**

工業組合は役員改選期だがなり手がいない。組合員も減少し、役員も高齢化して沈滞ムード。

■生コン製造 **【県下全域】**

前月比、前年同月比ともに減少となったが、特別の認識がない。平成18年度の需要予想も前年比92%の見込みである。(昨年度が前年比115%と伸びたこともあり今年度は少し落ち込む見込み)もう少し模様を見て判断したい。セメント価格、中国砂の輸出禁止、羽田沖の埋め立て需要で砂がタイトになる。ガソリンの値上がりによる輸送費のアップなどコストアップ要因が大きくひびき経営は厳しい見通し。

■電気鍍金 **【県下全域】**

原材料の値上がり幅が大きくなっているが、これを販売価格に転嫁できないため、収益状況は悪化している。大企業の好景気感には中小企業にはまったくない。

■鉄工 **【千葉】**

かなり繁忙感のある企業が多くなっているが、原材料の高騰で、収益改善には至っていない。

■建築材料卸売 **【県下全域】**

好転の兆しなし。値上げも一服し動きがない。雨が多く、荷動きが低迷している。

■自動車解体 **【県下全域】**

大型連休があり、稼働日数が少ないこともあるが入庫台数は極めて低調。背景には新車販売が、11ヶ月連続で前年同月比を割り続けていることも大きく影響している。

非鉄金属市況は、前月に引き続き高値推移を続けている。また、鉄スクラップも若干値を上げた。燃料の値上がりや景気が回復してきたことに影響されて、宅急便の運賃が急騰している。運送業者の中には、不定形のパーツの運送を受けたがらない者も出ている。

業界の全国組織、日本ELVリサイクル機構では、オークション流通の不透明さを指摘するべく調査活動を続けている。オートオークションは、市場メカニズムに基づく競争原理を重要視する国に

とつても、出品者、落札者にとつてもリーズナブルな価格での取引ができるという意味で欠かせない存在だが、自動車リサイクル法逃れの隠れ糞になっていることもかねてより関係者から指摘されていた。オークションで落札されたきわめて低価格の車両は、一時抹消のまま放置され半年、1年経っているものが相当ある。その多くは、解体業者が見ればどう考えても国内で中古車登録されるような車とは考えられず、また輸出される車でもない。

自動車リサイクル法の引き取り報告も上げられていない現状からは、国内で不法に解体処理されている可能性が非常に高いことになる。より多くのオークションユーザーから、これらの不自然な車両をピックアップして、国土交通省に追跡調査を実施するよう要望する。

■食肉卸売 **【県下全域】**

米国産牛の輸入がないため、牛肉価格良好である。

■小売 **【相】**

天候不順が続き、全般に良くない。気温の上昇とともにカジュアルな軽衣料に動きはあるが、フォーマルなものは売れていない。

■電気機器小売 **【県下全域】**

デジタル薄型テレビ等の単価ダウンと近づく大型イベントが相俟つて需要好転の気配あり。

売上対前年比50・6%、客数57・2%、売上対前月比92・8%客数94・1%

■中古車仕入・販売 **【県下全域】**

5月は記録的低水準で、6月はやや上向く情勢に巻き返しの期待が広がる。(ワンボックスタイプワゴンや高額スポーツテイセダンの商談が目立ってきて、明らかに上向くムードが広がっている)

■小売 **【東金】**

前半は、ゴールデンウィークが低迷し、母の日が前年より1週間遅かったこともあり苦戦した。後半は、多少持ち直したが前年より下回ってしまった。中間層の消費がまだまだ改善されていないため、郊外SCとしては、なかなか厳しい情勢である。

■小売 **【野田】**

ゴールデンウィーク直前、商圈内に3店の大型店が開店。チラシやイベントで対抗したが、期間中の売上は前年比を大きく下回ってしまった。

日照不足により野菜の生育が悪く、価格が上昇している。農家の収入は変わらず、農機の需要増は全国一の野菜県の千葉ですら期待薄である。天候悪化により病虫害の発生が予想され防除機関係はささやかに増加している。

■小売・サービス **【習志野】**

4・5月横ばい、6月以降、駐車取り締まり強化によって駐車場を所有していない零細商売には大きな影響が予想される。

■建設揚重 **【県下全域】**

引続き稼働率は好調を維持、理由として考えられるのは保有台数の減少が考えられる。

■学習塾 **【県下全域】**

新学期が始まって2ヶ月。前年並に近い生徒を募集できた感がある。ただし、組合員間でも良いところと悪いところの差がある

■警備 **【県下全域】**

このほど、組合員が社会奉仕活動の一環としてJR千葉駅周辺のゴミ清掃活動を行なった。

■遊覧船 **【鴨川】**

長雨と週末の悪天候により前年比乗船客が3200人以上減少。

当連合会加入組合員の官公庁からの受注額は19億7900万円であった。前月比では、プラス5億1600万円と微増。ただし、前年同月比では43億8000万円と大幅な減少で、特に市町村の発注が大幅に減少した。

■貨物運送 **【野田】**

大型連休のため売上は良くない。

夏期の適温冷房と軽装について
(千葉県)

県では夏期のエネルギー消費を抑え、地球温暖化防止に資するために「夏のライフスタイル」の取り組みについて次のことを実施し、県内の事業者に対しても理解と協力を呼びかけている。

◎軽装(ノーネクタイ・ノー上着)での執務

*軽装については式典等、礼を尽くすべき場を除き、執務中はもちろん関係会議等においても実施します。

〔6月1日～9月30日〕

◎冷房温度28℃

〔6月12日～9月22日〕

◎環境マネジメントシステムに基づくエネルギー(電気・ガス等)の削減

夏季連続休暇キャンペーン
(厚生労働省)

勤労者のゆとりのある生活の実現のために、夏季連続休暇を積極的に取り入れて、仕事でたまったストレスの発散や家族の絆を深めたり、自己啓発する等充実した時間を過(しま)しましょう。

会計業務相談窓口開設
(全国中央会)

全国中央会では、改正会社法の施行等により、中小企業組合等の経理、監査等に関する高度な相談に対応するため、今年度より公認会計士を委嘱し窓口相談を実施することとなりました。組合の皆さんのご利用をお待ちしております。

▼実施方法

事前に相談事項を具体的に全国中央会にファクシミリ(住所、団体名、相談希望日、来会・電話の別、連絡先等)で送付し、相談日に相談を受ける。また、電話による相談も行なう。

▼費用 無料

▼相談設置期日

①相談設置期日 19年3月まで

②相談日 第1～第4週の月曜日(休日を除く)

▼相談時間 14時～17時

▼相談設置場所

東京都中央区新川1・26・19
全中・全味ビル
TEL 03・3523・4905
FAX 03・3523・4910

次世代育成支援対策センター

昨年、我が国は明治以来、初めて人口減少時代に突入しました。今後、これは加速度的に進行するものと思われ、放置しておけば、経済や社会全体に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

こうしたなかで「次世代育成支援対策推進法」が昨年4月に施行され、仕事と子育ての両立がしやすい環境を整備するために、一般事業主行動計画を策定し、各企業における働き方の見直しなどの取り組みを促しています。

中小企業はこの行動計画の策定が努力義務となっておりますが、企業イメージアップや優秀な人材の確保・定着を図るために、行動計画の届出を行い、認定制度を活用しましょう。

本会では、次世代育成支援対策推進法に関する一般的な相談を受け付けています。

また、行動計画の策定に関するアドバイスも行なっていますのでお気軽にご相談下さい。

連携支援部 松本、白井まで

TEL 043・242・3277

無料の経営診断サービス開始

本会は、今年度から中小企業診断協会千葉県支部と連携して、無料の経営診断サービスを始めましたので、ご利用下さい。

▼対象

中央会の会員及びその構成員

▼こんな場合に使えます

- ①経営革新を図りたい
- ②新事業展開をした
- ③他の事業者と連携したい
- ④販路開拓をしたい
- ⑤技術開発に取り組みたい
- ⑥人材育成を行いたい
- ⑦海外展開したい
- ⑧物流を効率化したい
- ⑨その他組合運営、企業経営に関するもの。

▼担当者

大臣登録中小企業診断士がチームを組んで行います

▼サービスの仕組み

①組合経由で本会へ申し込む
②本会から診断協会千葉県支部へチーム派遣要請
③専門家チーム編成
④事前協議・診断計画書提出
⑤診断(実査・分析・評価・改善提案など6日以内で行なう)
⑥報告書・報告会の開催
⑦診断協会から本会へ完了報告

▼詳細は本会連携支援部

TEL 043・242・3277

□表紙のメモ「銚子駅」

銚子は漁港と醤油の町として古くから栄えてきた。

銚子電鉄の銚子駅はJR銚子駅の成田線のホームの奥にある。ここから外川までの6・4kmを約20分で結び、地域住民と観光客の足として重要な役割を果たしてきた。

しかし、これまでに何度かの経営難で廃線の危機に見舞われてきたが、千葉県と銚子市の支援や、「濡れ煎餅」の副業(運賃収入よりも煎餅の売上げの方が多い)で赤字を補いながら頑張っている。

編集後記

from the editor

多くの組合では、通常総会も終わり新しい事業計画に則ってスタートを切ったものと思われ。また、執行部が新しくなったころもあるでしょう。

組合等の連携組織はその構成員のために機能する組織です。この一年間、組合員のために有効な活動をしていきたいものです。

Email:

funatogawa@chuokai-chiba.or.jp